

全 員 協 議 会 資 料

令和5年11月20日

1. 名張市立病院経営強化プラン（素案）に係るパブリックコメント意見募集

結果及びプラン（案）について

- (市立病院) . . . 後日配布
- ・名張市立病院経営強化プラン（案）概要版 . . . 後日配布
- ・名張市立病院経営強化プラン（案） . . . 後日配布

2. 職員の給与に関する条例等の改正について

(総務部) . . . 後日配布

3. 収賄事件に係る調査結果及び再発防止対策について

- (総務部) . . . 後日配布
- ・収賄事件の再発防止に向けて . . . 後日配布

4. 令和6年度組織・機構活性化に向けた見直しについて

(行政・デジタル改革推進室) . . . P 2～7

5. その他（報告）

① 中期財政計画ー令和5年度ローリング版ーについて

(総務部) . . . 別冊

② 令和6年度予算編成方針について

(総務部) . . . 別冊

令和6年度組織・機構活性化に向けた見直しについて

社会状況の複雑な変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応した行政運営が求められる中、限られた人員で総合計画「なばり新時代戦略」に基づく部局横断的な各施策を効果・効率的に進めるため、将来を見据えた人材の確保・育成、意欲を持って働き続けることができるような職場風土づくりを進めるとともに、活力ある組織となるよう見直しを行います。

1. 見直し等の内容

(1) なばりの未来創造部の設置

総合計画に基づき、部局横断的な各施策を効果・効率的に進めるため、なばりの未来創造部を設置し、市長直轄となっている秘書室、危機管理室、総合企画政策室、広報シティプロモーション推進室及び行政・デジタル改革推進室を同部に属することとし、統括監の配置を廃止します。

(2) 公共施設マネジメント室の設置

現在、本市では、公有財産ごとに各所管室が営繕工事等に係る予算確保や法定点検などの維持管理を行っており、統一性・計画性のある管理が困難な状況となっています。

さらに、行政財産は建替更新のサイクルが長期化している中、老朽化が進行し、今後、延命策等の対応に備えた予算措置が大きな課題となる可能性があります。

また、技術職の確保も厳しい状況にあり、こうした課題を解決するため、全庁的な公有財産の管理を行う公共施設マネジメント室を設置し、管財部門と営繕部門を一体化した体制とすることで、技術職の効率的な配置と公有財産の最適な活用・管理を図ります。

(3) 農村整備室の設置

農林資源室は、大きく農林振興部門（ソフト事業）と農村整備部門（ハード事業）に分かれており、それぞれ専門性を持って業務を進めている現状を踏まえ、農林資源室からハード事業を担う農村整備部門を分離し、農村整備室を設置します。

(4) 消防組織体制の改編

伊賀市との消防指令業務共同運用開始に伴い、通信指令室を消防署から消防本部へ移行します。また、指揮及び火災調査体制の強化並びに事務の効率化を目的に、警備統括室と指導調査室とを統合し、指揮調査室を新設します。

(5) 総合窓口センターの名称変更

市民、来庁者等にとって業務内容がわかりやすい室名とするため、総合窓口センターの名称を戸籍・住民登録室に変更します。

(6) こども家庭センターの機能の整備

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、市区町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が努力義務となりました。

本市においては、これまでも名張版ネウボラの推進に必要な子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を関係部局が連携し、こども家庭センターと同等の取組を進めてきたことから、令和6年度以降も引き続き、部局間の連携を一層強化し、こども家庭センターの機能を整備します。

2. 働きやすい職場環境づくりと人材育成等

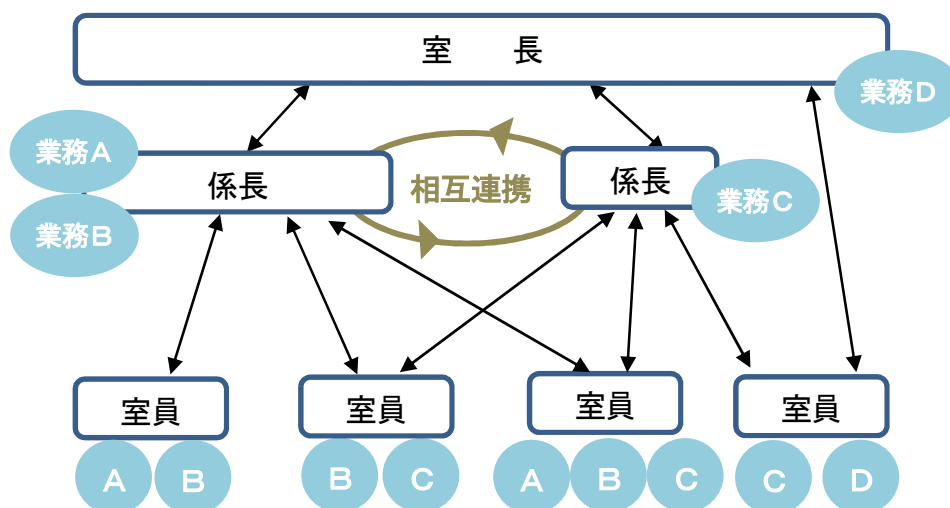
(1) 係長について

係長の業務範囲については、職務権限規程第7条に室長の職務として「係長の権限を裁定すること」と規定されているとおり、室長が設定することとなっています。また、同規程第9条では、室長の指揮を受け、室長の補佐及び分担事務に関する業務リーダーとして行う係長の職務が規定されています。

令和6年度以降は、引き続き職員研修等による職務権限内容の周知徹底と次の管理職としての認識と意識の醸成を図るとともに、これまで以上にフレキシブルな配置やジョブローテーションが可能となるよう、係長に付している業務名を廃止します。

(例：〇〇室△△推進係長 → 〇〇室係長)

<参考>イメージ図



(2) 人材の確保・育成の推進

定年年齢の引上げを考慮しながら、「第2次名張市定員管理方針」に基づき、職員採用を計画的に行うとともに、外部人材の活用等により必要な人員の確保に努めます。

また、職員個人の能力と意欲の向上を図るため、「名張市人材育成基本方針」に基づき、「自己啓発」、「職場研修」、「職場外研修」において、職員のニーズに応じた実効性のある研修を実施します。さらには、職責に応じて職員が求められる役割を果たしていけるよう、人事評価制度の効果的な運用を図るとともに、新任係長や室長等のマネジメント能力を高めるための階層別職員研修を充実させ、組織の活性化と効率的な行政運営を推進するための人材育成を図ります。

(3) 働きやすい職場環境づくり

限られた人員の中、多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題に対応していくため、事務事業の見直しを行い、デジタル技術を有効に活用しながら、業務省力化・効率化により時間外勤務の縮減を図り、職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。また、若手職員等の離職を防ぐため、新規採用職員や育児中の職員が先輩職員に仕事生活全般に関する相談がしやすい体制を構築します。さらには、職場内での「1 on 1 ミーティング」の実践を促進するとともに、ビジネスチャット等を活用しながら、職員が育児や介護等、家庭と仕事の両立に関する悩みを気軽に相談できる窓口を設置する等、職員が安心して働き続けられるよう、相談体制の整備と職員間コミュニケーションの活性化を図ります。

3. 組織図比較表

令和5年度		令和6年度	
部	室	部	室 (案)
議会事務局	—	議会事務局	—
(統括監)	秘書室	なばりの 未来創造部	秘書室
	危機管理室		危機管理室
	◎総合企画政策室		◎総合企画政策室
	広報シティプロモーション推進室		広報シティプロモーション推進室
	行政・デジタル改革推進室		行政・デジタル改革推進室

令和5年度		令和6年度	
部	室	部	室 (案)
総務部	◎総務室	総務部	◎総務室
	人事研修室		人事研修室
	契約管財室		契約検査室
	情報政策室		情報政策室
	財政経営室		財政経営室
都市整備部 営繕住宅室			公共施設マネジメント室
地域環境部	◎地域経営室	地域環境部	◎地域経営室
	環境対策室		環境対策室
	人権・男女共同参画推進室		人権・男女共同参画推進室
市民部	◎収納室	市民部	◎収納室
	課税室		課税室
	保険年金室		保険年金室
	総合窓口センター		戸籍・住民登録室
	市民相談室		市民相談室
福祉子ども部	◎医療福祉総務室	福祉子ども部	◎医療福祉総務室
	生活支援室		生活支援室
	介護・高齢支援室		介護・高齢支援室
	障害福祉室		障害福祉室
	地域包括支援センター		地域包括支援センター
	健康・子育て支援室		健康・子育て支援室
	子ども家庭室		子ども家庭室
	保育幼稚園室		保育幼稚園室
	子ども発達支援センター		子ども発達支援センター
産業部	◎農林資源室	産業部	◎農林資源室
	商工経済室		農村整備室
	観光交流室		商工経済室
			観光交流室

公共施設マネジメント室へ

令和5年度		令和6年度	
部	室	部	室 (案)
都市整備部	◎都市計画室	都市整備部	◎都市計画室
	道路河川室		道路河川室
	維持管理室		維持管理室
	用地対策室		用地対策室
	営繕住宅室		住宅室
上下水道部	◎経営総務室	上下水道部	◎経営総務室
	水道工務室		水道工務室
	浄水室		浄水室
	下水道建設室		下水道建設室
	下水道維持室		下水道維持室
市立病院等	◎総務企画室	市立病院等	◎総務企画室
	医事経営室		医事経営室
	教務庶務室 (看学)		教務庶務室 (看学)
消防本部	◎消防総務室	消防本部	◎消防総務室
	予防室		予防室
(消防署)	警備統括室	(消防署)	通信指令室
	通信指令室		指揮調査室
	消防救助室		消防救助室
	救急室		救急室
	指導調査室		桔梗が丘分署
	桔梗が丘分署		つつじが丘出張所
	つつじが丘出張所		
—	出納室	—	出納室
教育委員会事務局	◎教育総務室	教育委員会事務局	◎教育総務室
	学校教育室		学校教育室
	教育センター		教育センター
	文化生涯学習室		文化生涯学習室
	市民スポーツ室		市民スポーツ室
合計	11部 (統括監) 58室	合計	12部 59室

選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

令和5年度	
部	室
伊賀南部環境衛生組合事務局	◎総務室
	業務室

令和6年度	
部	室
伊賀南部環境衛生組合事務局	◎総務室
	業務室

※◎は主管室を表します。

4. 関係例規の整備

名張市事務分掌条例のほか、関係例規の改正を行います。

5. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。